

議案第 17 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 20 年 9 月 5 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成 14 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表市川地下駐輪場の項の次に次のように加える。

|                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| 市川アイ・リンクタウン<br>地下駐輪場 | 市川市市川南 1 丁目 1 番 |
|----------------------|-----------------|

別表 3 の表市川第 2 駐輪場の項を削る。

別表 4 の表市川第 1 駐輪場の項の次に次のように加える。

|           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 市川第 8 駐輪場 | 市川市新田 5 丁目 1, 2 4 2 番 2 |
|-----------|-------------------------|

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 4 の表に市川第 8 駐輪場の項を加える改正規定は、同年 2 月 1 日から施行する。

## 理 由

駅周辺の良好な環境を確保するとともに、自転車の利用者の利便を図るため市川アイ・リンクタウン地下駐輪場及び市川第 8 駐輪場を設置するほか、市川アイ・リンクタウン地下駐輪場を設置することに伴い市川第 2 駐輪場を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。